

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

建築基準条法第43条第2項の認定及び  
許可に係る審査基準の策定について

公表日

令和2年3月6日（金）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話046-822-8527（直通）

横 須 賀 市

「建築基準法第 43 条第 2 項の認定及び許可に係る審査基準の策定について」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

令和 2 年(2020年) 1 月10日 (金) ～ 1 月31日 (金) まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 2 人

意見件数 10件

3 提出方法の内訳

提出方法	人 数
直接提出	0 人
郵 送	0 人
ファクス	1 人
電子メール	1 人
合 計	2 人

4 意見等の内訳

項 目	件 数
1 審査基準案の内容	8 件
2 その他、意見や要望等	2 件
合 計	10件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

### (1) 審査基準案の内容

	意見の概要	件数	市の考え方
1	横浜市と比べると審査基準案が緩くなっている。他自治体と比較し、基準内容を緩くした理由も記載しないと、横須賀市の基準案の妥当性が市民に理解できず、パブリック・コメントを募集するには情報不足である。	1件	本市の審査基準は、横浜市や他自治体の審査基準を基に作成したものではありません。地方の歴史的な事情など風土の特殊性等の理由により、他自治体とは審査基準が異なる部分もあります。
2	第5章の許可基準は、包括同意基準のことか、個別提案基準のことかが明らかではない。	1件	「第1章 総則 2. 法第43条第2項の運用」に記載のとおり、第5章は包括同意基準ではありません。
3	路線型通路は、「歩行者が通行する上で十分な幅員が確保されていること。」と規定されているが、車両が通行しない歩行者専用の通路という理解でよいか。	1件	歩行者が通行する上で十分な幅員が確保されていれば、車両の通行を妨げるものではありません。
4	路線型通路について、車両も通行するのであれば、2項道路にも適用される道路法車両制限令第9条を考慮し、幅員2.7m以上とするべきで、1.8m以上では交通上、安全上支障がある。	1件	第2章の指標を満たす計画であれば、基本的には交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと考えています。 建築基準法では車両制限令による規制をしていないことから、本基準においても同様の考え方としています。
5	路線型通路について、入り口部分が幅員1.8mでは狭すぎて自動車が進入できず、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないといえない。少なくとも自動車が進入でき	1件	また、路線型通路は既存建築物の敷地に通ずる通路を対象にしているため、市域の状況を鑑みると、自動車の進入を要件とすることは難しいと考えています。

	るように、入り口部分の幅員を2m後半以上とすべき。		
6	<p>路線型通路部分に階段が存在する場合は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないとは言えない。通路部分が階段である場合は除外するか、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないといえるような要件を付加すべきである。</p>	1件	<p>第2章の指標を満たす計画であれば、基本的には交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと考えています。</p> <p>路線型通路は既存建築物の敷地に通ずる通路を対象にしているため、市域の状況を鑑みると、階段を除外することは難しいと考えています。</p>
7	<p>路線型通路の入口部分の敷地は、接道要件を満たしている場合が多いため、その部分の幅員は狭いままとなりかねない。その敷地の通路に接する部分をセットバックさせるような誘導策を規定すべきである。</p>	1件	<p>通路沿道の土地利用状況等に応じて、路線型通路の幅員を制限していることで同等の効果があると考えています。</p>
8	<p>路線型通路について、新規土地利用、敷地分割の場合まで認めてしまうと、分割開発等を多数誘発するおそれがあり、好ましくない。</p> <p>新規土地利用、敷地分割の場合には適用しない規定とするか、路線型通路の幅員や、最低敷地面積について、より厳しい適用条件とするようにすべきである。</p>	1件	<p>新規の敷地は、2以上の既存建築物に通ずる通路に接している必要があること、道路から建築物の敷地前面までの通路の距離が35m以内であること等、既存建築物の敷地より厳しい制限としているほか、通路沿道の土地利用状況等から交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない通路幅員も求めていることから、分割開発等が誘発されるおそれは少ないと考えています。</p>

(2) その他、意見や要望等

	意見の概要	件数	市の考え方
1	このパブリック・コメント募集前に土地利用調整審議会の議を経ているのはなぜか。	1件	土地利用調整審議会は、横須賀市土地利用基本条例第13条の規定に基づき設置されるものであり、同条例第7条第5項、第9条第2項等の事項を所掌しています。 本審査基準は、建築基準法第43条第2項に基づくものであり、土地利用調整審議会の所掌する事項ではないため、議は経ていません。
2	施行日が令和2年4月1日(予定)になっているが、市議会の議を経ずに本審査基準が施行されるのか。パブリック・コメント意見募集から施行予定日まで僅か2か月では、市民の意見を反映する検討期間もなく、当初から検討する気がないと感じる。	1件	今回策定するのは審査基準のため、議決事項にあたりませんが、パブリック・コメントで意見等が提出された場合には、その内容を検討して意思決定します。 また、その検討に期間を要する場合は、必要に応じ施行期日を遅らせます。